

令和7年度 第1回北栄町障がい者地域自立支援協議会

日時：令和7年5月21日（水）10:00～11:30

場所：大栄農村環境改善センター 2階 会議室4

〈議 題〉

1. 開 会
2. 自己紹介
3. 令和6年度相談支援実績の報告
(北栄町障がい者地域生活支援センター)
4. 令和6年度中部圏域における取り組みの報告
(中部障がい者地域生活支援センター、中部圏域障がい者自立支援協議会)
5. 令和7年度町自立支援協議会の地域課題への取り組み（案）
(1)理解・啓発 (2)雇用 (3)権利擁護 (4)防災
6. その他（北栄町地域ネットワーク会議への共催、人権教育啓発推進協議会）
7. 副会長挨拶
8. 閉 会

⇒中部障がい者地域生活支援センターの河本さんが業務変更に伴い委員から外れたため、人権教育推進協議会(※)の委員あて職(北栄町障がい者地域自立支援協議会分)の後任については、第2回協議会で再協議。

※実際にすることは、総会への出席(1回／年)のみ。会長は、ひまわり会の会長として出席しています。人権教育推進協議会は委員兼務ができないため、会長以外を選出する必要があります。

北栄町障がい者地域自立支援協議会委員

任期:令和6年4月1日～令和8年3月31日

	氏 名	所 属	役 職	要綱区分
1	山下 喜美子	北栄町ひまわり会	監事	障がい者及び家族の代表
2	岡本 眞知子	北栄町幸の会	副会長	障がい者及び家族の代表
3	小濱 祥照	北栄町	北栄町身体障害者相談員	障がい者及び家族の代表
4	中井 恭子	フレンズ	所長	障害福祉サービス等を提供している事業者の代表
5	川口 友加	げんき工房	管理者	障害福祉サービス等を提供している事業者の代表
6	山部 京子	地域活動支援センター あゆみの郷	介護士	障害福祉サービス等を提供している事業者の代表
7	齋尾 典代	菜野人創造所team veg(チームベジ)	理事	障害福祉サービス等を提供している事業者の代表
8	小谷 紀央	あいおい	代表理事	障害福祉サービス等を提供している事業者の代表
9	原田 裕子	ニチケアセンター大栄	管理者兼サービス提供責任者	障害福祉サービス等を提供している事業者の代表
10	米田 穂乃花	北栄町健康推進課健康づくり推進室	保健師	町の職員
11	竹内 園美	北栄町教育総務課発達支援室	指導主事	町の職員
12	小椋 照良	北栄町民生児童委員協議会	主任児童委員	地域活動団体の代表
13	飯田 真穂	中部障がい者地域生活支援センター	相談支援専門員	相談機関の代表
14	鹿島 聖彦	北栄町福祉課	課長	障がい者地域生活支援センターの代表

オブザーバー

	河本 和幸	中部障がい者地域生活支援センター	相談支援専門員	
	山本 幸司	北栄町総務課情報防災室	室長	

事務局

	菱井 健生	北栄町福祉課福祉支援室 北栄町障がい者地域生活支援センター	室長	
	田中 教子	北栄町福祉課福祉支援室	主任	
	大田 博文	北栄町福祉課福祉支援室 北栄町障がい者地域生活支援センター	主事 社会福祉士	

北栄町障がい者地域自立支援協議会設置要綱

平成18年9月29日

訓令第51号

(設置)

第1条 北栄町障がい者地域生活支援事業実施要綱(平成18年北栄町訓令第50号)第12条第2項の規定に基づき、「障がいのある人が普通に暮らせる地域づくり」を目的とし、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉関係者が地域課題の解決のために具体的に協働するための中核的な協議の場として、北栄町障がい者地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、15名以内の委員で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 障がい者及び家族の代表
- (2) 障害福祉サービス等を提供している事業者の代表
- (3) 相談機関の代表
- (4) 地域活動団体の代表
- (5) 障がい者地域生活支援センターの代表
- (6) 町の職員

(任期)

第3条 委員の任期は、2年以内とし、再任は妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱されたときにおける当該職を辞したときは、委員を辞したものみなす。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により決定する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は会長が招集し、会長が議長となる。なお、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

2 協議会において、必要と認めるときは、委員以外の者を招集することができる。

3 協議会は、中部圏域障がい者地域自立支援協議会設置要綱(平成24年訓令第号)第11条に規定する市町部会を兼ねるものとする。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日訓令第5号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月28日訓令第7号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年8月12日訓令第37号)

この訓令は、平成23年8月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

議題5. 令和7年度町自立支援協議会の地域課題への取り組み(案)

理解・啓発

	項 目	令和7年度の取り組み(案)
①	町報・全戸配布等 を使って障がいについて広く啓発する	・防災研修(報告) ・権利擁護研修(募集、報告) ・障がい者週間、中部あいサポートフェスタ 【参考】 R5:発達障がい(エール事業所紹介)、権利擁護研修(募集・報告)、手話奉仕員養成講習会、ハートフル駐車場、精神障がい者家族会講演会、防災研修(募集・報告)、オストメイト利用者との交流会、見えにくくてお困りの方の相談会、中部あいサポートフェスタ(障がい者週間)、事業所訪問実施報告、精神障がい者家族会要望書提出、ヘルプマーク、特別児童扶養手当 R6:発達障がいって何だろう?、障がい者相談員の委嘱、防災研修(募集、報告)、特別児童扶養手当・特別障害者等手当(現況届)、精神障がい者家族会～幸の会～研修会(周知)、権利擁護研修(報告)、障がい者虐待の相談、ヘルプマーク、成年後見制度、まもろうよ!大切なところ

雇 用

	項 目	令和7年度の取り組み(案)
②	一般企業の障がい者雇用を促進する	(1)町商工会会議・イベントにおける「障害者就業・生活支援センターくらよし」リーフレット配布 ■5/23(金) 北栄町商工会通常総会出席者へ配布・説明 会員60名 (2)事業所訪問 時 期:11月～12月上旬 1回/年 内 容:障がい者の就労に関する機関の訪問 ・特別支援学校(琴の浦高等特別支援学校) ①障がい者の就労に関する機関の訪問 [例:ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、 特別支援学校(倉吉養護学校、琴の浦高等特別支援学校)、 公共職業訓練施設、「エール」発達障がい者支援センター 等] ②障がい者の支援等に関する事業所の訪問 [例:相談支援事業所(中部障がい者地域生活支援センター、 相談支援センター サポートりんくす 等)] ○町内事業所(新規 令和6年10月より) 放課後等デイサービス COCOKARAほうじょう(一般社団法人心結) ③その他(障がい者に関する施設の訪問) [例:鳥取県福祉相談センター、成年後見支援センター、消費生活センター、 NPO法人鳥取ダルク、鳥取保護観察所、鳥取刑務所等]

	項 目	令和7年度の取り組み(案)
③	虐待防止等、障がい者の権利をまもる活動に取り組む	(1)権利擁護研修 講 師:【仮】鳥取県障がい福祉課職員、鳥取県人権文化センター職員 日 時:11月20日又は21日 13時30分～15時00分 場 所:北条農村環境改善センター 講演内容: ●合理的配慮について(県あいサポート運動の取組と併せて) 2024年4月に改正障害者差別解消法が施行し、事業者による障害者への合理的配慮が義務化されたことについて、理解を深めるとともに、その前進となり同じ趣旨を持つあいサポート運動についても併せて学びます。全ての人々が障がいの有無により分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現を目指すことを目的に開催します。 参 集: 自立支援協委員、事業所、民生委員、日赤、人権擁護委員、一般、中部自立支援協委員へ全体研修として呼びかけ 【参考】 R4:『聞こえないってどんなこと?』～手話や聞こえないことをみんなで学ぼう～ 122名 大栄手話サークル 会長 榎原章二 氏 大栄農村環境改善センター 多目的ホール R5:『すべての人に星空を』～みんなつながっている～ 250名 一般社団法人 星つむぎの村 高橋 真理子 氏 大栄農村環境改善センター 多目的ホール R6:講演会:障がいのある人も暮らしやすい地域を創る 113名 (社福)南高愛隣会 理事 村木 太郎 氏 大栄農村環境改善センター 多目的ホール

	項 目	令和7年度の取り組み(案)
④	障がい者に対する防災体制を把握、検討する 【会議当日の委員意見】 ●昨年度同様に防災士にも開催通知を送付 ●講演会だけでなく、北栄町の防災対策の発表もしてほしい ⇒総務課情報防災室が対応し発表する	(2)防災研修 内 容:講演「避難所ってどんなところ?～災害時要支援者の避難と避難所について～」 講師 NPO法人とっとり災害支援連絡協議会 佐藤 淳子氏 避難訓練 日 時:令和7年6月17日(火) 13時30分～15時00分 場 所:北条農村環境改善センター 大研修室 参 集:自立支援協委員、事業所、民生委員、日赤、人権擁護委員、一般(自治会長) 6月10日(火)までに事務局へ申し込み 【日程】 13:00～ 高齢者等避難発令想定(事業所へTel)、避難開始 13:15～ 避難者参集(受付) 13:30～ 開会挨拶(会長) 13:35～ 講演「避難所ってどんなところ?～災害時要支援者の避難と避難所について～」 14:45～ 質疑応答 14:50～ 閉会挨拶(副会長)

議題6. その他(北栄町地域ネットワーク会議への共催)

⇒共催可。
支援者向けの研修のため、
参加できる事業所は参加する。

北栄町地域ネットワーク会議では、地域の関係機関(介護・障がい・こども等の支援に携わる機関)とのネットワークの構築及び資質向上のための研修を定期的に行っています。他分野の制度等を知ることによる相談支援等における対応力や、顔の見える関係づくりを通じて、相互のネットワークの強化を目的としています。

令和6年度北栄町地域ネットワーク会議年間実績表

	日付	時間	タイトル	参加者数
第1回	4月25日	10:00～ 11:30	対人援助技術の理解 意思決定支援 講師：土屋幸己福祉施策アドバイザー	42
第2回	7月16日	13:30～ 15:30	多制度を知る 「自立支援医療(精神障がい)」 「困窮」 「障がい」	36
第3回	10月15日	13:30～ 15:30	災害対応 講師：町防災担当、能登半島地震災害派遣者	30

第4回	11月12日	10：30～ 12：00	重層的支援体制に関する事例検討会（精神障害のケースとの関わり方や精神医療制度の内容が入ったケースがあれば活用） 講師：土屋幸己福祉施策アドバイザー	39
第5回	12月12日	13：30～ 14：30	民生委員との意見交換会 テーマ：地域の見守りについて	58
第6回	2月18日	19：00～	医師との意見交換会	26
				231

令和7年度の第2回において、北栄町障がい者地域自立支援協議会と共催し、他分野の関係機関とのネットワーク強化を目指します。

令和7年度北栄町地域ネットワーク会議年間予定表				
	日付	曜日	時間	タイトル
第2回	7月1日	火	10：00～ 16：00	全方位型アセスメント（問題の構造化を中心に） 講師：土屋幸己福祉施策アドバイザー 自立支援協の共催、トマトのパン屋昼食依頼 会場：大栄農村環境改善センター 大会議室

午前：講義
午後：事例検討